

日露戦後の遼東半島における日本人の製塩経営 ——山口県村井家を事例に——

伊 藤 昭 弘

Japanese Salt Production Management on the Liaodong Peninsula after the Russo-Japanese War: The Case of the Murai Family of Yamaguchi Prefecture

ITŌ Akihiro

Many Japanese went in search of business opportunities on the Liaodong Peninsula when it was ceded to Japan after the Russo-Japanese War. The Murai family of Kushigahama in Yamaguchi Prefecture (now Shunan City), which was involved in sake production, also took part in planning trade and fisheries on the Liaodong Peninsula, but mainly put their effort into salt production.

Japan in the pre-modern era produced large quantities of salt through a unique method called “channeled salt terraces” (the *irihama* method) mainly on the shores of the Seto Inland Sea. In the latter half of the Tokugawa era, the main production centers were so successful that they even regulated salt production communally. After the Meiji Restoration, salt manufacturers in Japan sought to export salt to Qing China and Korea, a phenomenon that indicates the level of confidence they held in their unique salt production methods.

The traditional method in the pan-Yellow Sea rim of sun-drying salt, however, produced large quantities at far less cost than the Japanese channeled salt terrace method. This made it very difficult for Japanese salt to enter the market. On the other hand, a number of Japanese companies and individuals participated in salt production on the Liaodong Peninsula. The Murai family is a case in point.

The details of salt production were carried in reports published by the South Manchuria Railway Company (Mantetsu), but very few are still extant, and it is now difficult to verify the state of

Japanese management of salt production in Liaodong. The analysis in this paper is based mainly on the correspondence between the Manchuria office of the Murai family and their home in Kushigahama concerning the Murai family's salt production management in Liaodong.

はじめに

日本統治期の関東州（遼東半島、1905～1945、日本の租借地）における塩業の研究は、論文としては、管見の限り渡辺淳「外地塩業と日本塩業」（日本塩業大系編集委員会編『日本塩業大系』近代（稿）、日本塩業研究会、1982）があるくらいである。ただ同論文は、南満州鉄道庶務部調査課編『我が国に於ける塩の需給と関東州の塩業』（南満州鉄道会社、1929）に多くを依拠している。現状、上記『我が国に於ける・・・』と同編『関東州の塩業』（同、1923）が、戦前の関東州塩業については最も詳しい。これらの調査報告書と異なる視点を導くには、同地にて塩業に携わった個人・法人の史料分析が必要だが、大日本塩業株式会社など関係企業の史料はほとんど存在せず、九州大学記録資料館産業経済資料部門所蔵『村井家文書』は、筆者が知る限り唯一の史料である。本稿は、まず関東州塩業を分析するうえでの前提として、日本塩業との比較の意味もあわせ、明治期日本塩業関係者が提起した対清塩輸出について紹介し、その後関東州塩業の実態や村井家の製塩経営について検討したい。

1 近世日本の塩業

近世日本においては、入浜式塩田という製塩法が一般的であった。入浜式塩田は、潮の干満の差を利用し、塩田に引き込んだ海水を毛細管現象によって塩田の砂に浸透させ、塩田表面に浮き出た海水から水分を天日で蒸発させる。塩分は塩田表面の砂に付着し、その砂を集めてさらに海水をかけて濃度の高い塩水—鹹水—を採取する。最終的には鹹水を釜で煮詰め、

塩を採取した。近世初期に成立し、中期頃までには瀬戸内海沿岸に普及し、近世日本における塩生産のほとんどを占めた。また昭和20年代に「流下式塩田」が普及するまで、国内塩業の主要製塩法であった。

入浜式塩田の普及は、当然塩生産量の増加に結果し、供給過剰を招いてしまう。その結果、厳しい経営を迫られる塩田が続出した。特に18世紀中頃には萩藩領三田尻において大規模な塩田が萩藩によって開発され、塩田数は飛躍的に増加した。そのため同地において生産調整が発案され、瀬戸内海沿岸の塩田全体（「十州塩田」）に協力が求められた。そして19世紀はじめには各地域の代表者が年数回集まって調整方法などを話し合う体制が作り出された。ただし生産調整について、萩藩領では領主権力（郡奉行）の関与が確認されるが（伊藤昭弘「近世塩業社会における地主集団の形成と展開—防長塩田を事例として—」『ヒストリア』172、2000）、参加した塩田が存在した全地域で領主権力が関わった訳ではなく、製塩経営者の参加はあくまで任意だった。そのため時期—例えば好況期—によっては結束が緩むなどの問題点も抱えていたが、瀬戸内での生産調整は明治20年代はじめまで続く（明治期には、「十州同盟」と呼ばれた）。劇的な需要の増加やコスト削減は期待できず、生産調整によって、産地の共存を図るほか無かったのである。

生産調整の方法は「休浜法」と呼ばれ、日照時間が短く生産効率が下がる時期に休業し、経営効率化と生産量の抑制を図った。休業期間は地域によってまちまちで、萩藩領三田尻塩田は9月～2月の半年休業を採っていたが、12、1月の2ヶ月のみしか休業しないところもあった。これは、瀬戸内海の西側は、気候の問題で当該期になかなか生産効率が上がらなかったこともあるが、生産調整推進派である萩藩領の塩田が長く休業することで、他地域の参加を促した側面もある。

18世紀中頃に不況に陥った塩業は、同末頃には石炭の普及などによりいったん持ち直したと言われているが、19世紀に入ると再び塩田増加などにより供給過剰となり、生産調整の機運が高まった。ただ天保期以降は、イ

インフレによる販売価格の高騰などにより好況を迎えた。安政期など販売価格が低迷する時期もあり、生産調整をより強化する時期もあったが、基本的にはインフレに支えられ、塩業は活況を呈したと考えられる。

2 明治期日本塩業と対清輸出運動

明治初年には幕末期のインフレによる恩恵は失われ、販売価格が横ばいとなった一方で石炭など消費物資は価格上昇が続き、製塩経営を圧迫した。そのため近世の「休浜法」を継続・強化し、さらに政府のお墨付きを求めた動きが活発化する。技術改良をすすめる志向もみられるが、画期的な変化は期待できず、生産調整に頼らざるを得なかった。

そうしたなか、清国への輸出が、生産過剰を打開するための切り札として、明治はじめより「休浜法」の強化と平行して議論されるようになった。明治期三田尻塩田の中心人物であった秋良貞臣が記した『煮海私記』（1964年に塩業組合中央会より翻刻刊行）には、「明治七年、三田尻浜末松軍平ハ、其如何（「休浜法」の衰退：引用者註）を憂ヒ、十州ノ同盟確立セサレハ、塩田ヲ維持スル能ハサレトモ、之レヲ確立セシムルハ容易ノ業ニ非サレハ、販路拡張スルニ如カスト、同志者山根健索、貞永義亮其他ト謀リ、自ラ進テ支那ニ渡航シ、清国ノ塩況ヲ視察シ帰朝シテ、十州有志者ニ協議シ、清国へ輸入ノ請願ヲ成ンコトヲ謀ル」とあり、三田尻の末松軍平（塩田地主）が生産調整の継続に危機感を抱き、販路拡張のため対清輸出を発案、山根・貞永といった三田尻塩田の有力者と協議のうえ渡清、該地塩業を調査した上で「十州同盟」に提案したという。ただ、例えば1876年に提出された請願書の添付資料「内外比較表」（『煮海私記』）には、日本国内の塩生産に関する数字しかなく、国内でいくら生産すれば清国へいくら輸出できる、といった議論のみで清国における塩需要などには触れられていない。そのため日本の塩業関係者が清国塩業の実態を正確に把握していたとは考えにくく、あくまで輸出を前提とした議論であった。末松らは、清国

の専売制が解除されれば安価・良質の日本塩が該地でもてはやされる、と考えていたようで、政府の圧力による清国専売制の解除もしくは緩和を求めている。

その後も対清輸出は「十州同盟」の悲願として請願が繰り返され、日清戦争が終局に差し掛かった1895年3月、ついに貴族院にて対清輸出建議が議決された。さらに衆議院から農商大臣へ清国塩業に関する照会がなされ、農商務省は調査員を清国に派遣し、塩生産・流通について調査した。しかし、その報告書と目される『清国塩業視察報告書』（1899年刊）は、「故ニ塩ハ他ノ物産ト其趣ヲ異ニシ、官府ノ力ヲ以テ権売シ、又ハ製造販売ヲ制限スルハ亦已ムヲ得サル事情有りと謂フヘシ、（中略）現時本邦ニ於テハ外塩ノ輸入漸ク増加セントスルノ傾アリ、之ニ対シ政府ハ経済上普通ノ原則ニ依リ世界何レノ邦国ヨリモ自由ニ廉価ナル塩ヲ輸入セシムルヲ以テ得策トスルカ、又ハ関税等ノ作用ニテ外塩ヲ防遏スヘキカハ最考量ヲ要スルノ点ナリ」や「故ニ目下ノ事情ニ放任スルトキハ支那塩ノ台湾ニ輸入スルハ勢ノ免サレル所ナルノミナラス、他ノ内地ニ於テモ塩価昂騰スルトキハ清国南部又ハ安南辺ヨリ其産塩ヲ輸入スルハ自然ノ勢ニシテ之ニ対スル本邦塩業者ハ深く其趨勢ニ注意セサルヘカラサルナリ」と、むしろ日本塩よりも安価な外国塩の国内流入について問題提起し、関税等輸入障壁を設定する可能性や、清国塩の圧倒的な競争力を認識し（日本の塩業関係者がここまで認識したのは、管見の限り初めてのようと思われる）、日本内地・台湾市場への大量流入の恐れを警告している。また「官府ノ力ヲ・・・」という部分は、1905年に開始され、1997年まで続いた塩専売制への布石にも読める。その後国政レベルで対清輸出が議論された形跡はなく、むしろ台湾での塩専売に関心が移ったようである。

3 関東州塩業と日本

1905年、日露戦争を終結させるために両国間で結ばれたポーツマス条約

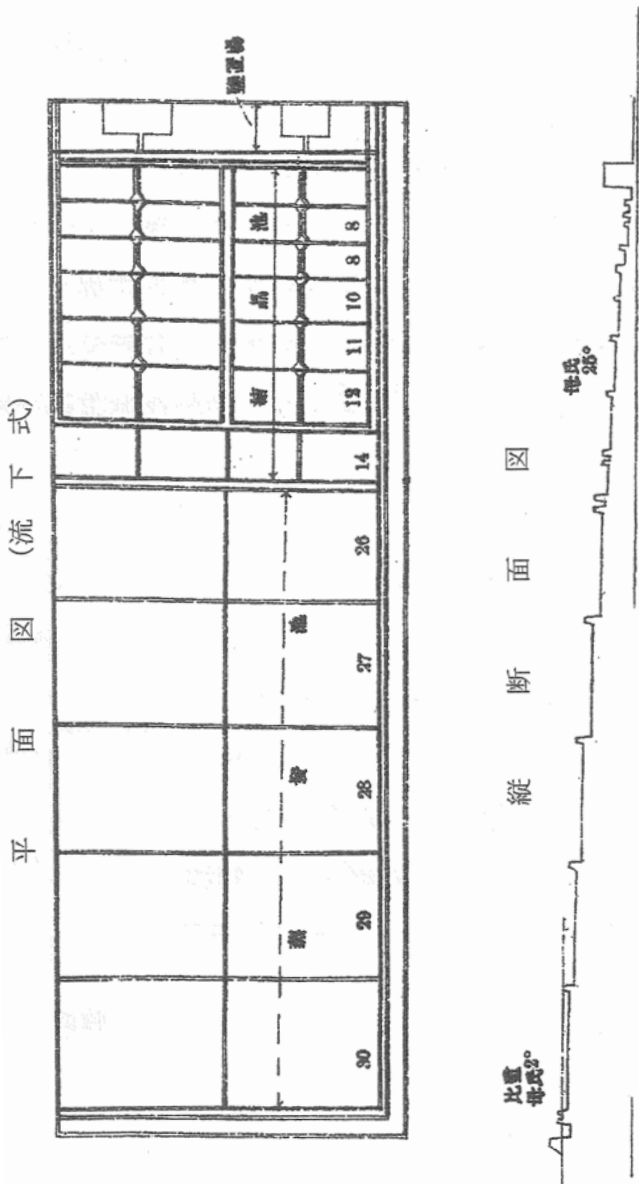
により、日本はロシアから遼東半島の租借権を引き継ぎ、「関東州」として支配を開始、関東都督府を設置した。当地の塩業には官民ともに早々に注目したようで、東京一大連間で交わされた公電などの記録（外交史料館所蔵「関東州製塩一件」）のなかで、該地の塩業について説明している記述には、「本洲ニ於ケル塩業ハ天日製塩法ニシテ地理気候等最モ之レニ適当ナルニヨリ、殖産上並ニ財政上大ニ其發達ヲ図ルノ必要ヲ認メタルヲ以テ、関東州民政署以來種々調査ヲ遂ケ、成功ノ迅速ナランコトヲ期シ、勉メテ大規模ノ企業ヲ奨励シタリ」と、民政署（都督府の下部組織）が積極的に塩業を振興したとある。実際都督府は統治開始直後に「塩田規則」を制定し、さらに当地での製塩経営を希望する日本人が多数現れ、1906年には大規模経営に限定して4法人・2個人に許可が下ろされた（表1）。

前引史料にあるように、関東州では19世紀中頃に技術が伝播した天日製塩法による製塩が行われていた。天日製塩法による採塩作業の行程は、以下の通りである（前記『我が国に於ける塩の需給と関東州の塩業』、塩田図参照）。まず貯水池に海水を貯める。ただし潮入水溝により、直接蒸発池への海水引き入れが可能な場合には、貯水池は設けない。次に、海水を蒸発

表1 明治39年関東州塩田開設許可

月日	氏名
5月17日	村井文太
6月15日	日本食塩コークス株式会社
9月11日	同
9月11日	満韓塩業株式会社
9月11日	志岐信太郎
9月14日	日本食塩コークス株式会社
9月14日	満韓塩業株式会社
9月14日	満韓起業株式会社
9月14日	宅合名会社

註：『我が国に於ける塩の需給と関東州の塩業』14-15頁より作成。



天日塩田構造例（『我が国に於ける塩の需要と関東州の塩業』より）

池へ誘導する。その際、揚水式塩田は揚水器を使用する。蒸発池は第一、第二…と区画され（おおよそ第五まで）、順に低くなるよう設計されている。まずは第一蒸発池に海水を入れ、約一日程度放置し、のち第二、第三…と順に流し落とす。その結果、高濃度の鹹水が生成される。その後、鹹水を結晶池に流し込み、塩を採取する。こうした作業に従事する労働者は、把頭・塩夫に分けられた。把頭は製塩作業のトップで、塩夫を指揮した。

内地塩田の煎熬法では、塩田一町歩につき約八人の「塩夫」が、さらに鹹水を煮沸するにあたり「生産塩の十二割以上」の石炭が必要だった。一方で、天日製塩法では塩田一町歩を一人弱の労働力で十分であり、かつ天日・風力により塩を結晶させるため、燃料費を全く必要としない（一部では、煎熬法を併用していた塩田もあった）。そのため生産コストは、関東州塩田は内地塩田の1/20で済んだという。ただ品質は結晶が粗く、泥・砂などの混入が多い（「外観」の「不良」）が、成分は、内地の二等塩（塩分含有量85%）に匹敵した。そのため味噌・醤油醸造用や、工業用として用いられ、また「再製塩」としても利用された。

また関東州塩は、がんらい周辺の「東三省」（現在の遼寧省・吉林省・黒竜江省）を主要販路としていた。しかし租借地である関東州から清国内への塩移入は清国にとって「輸入」であり、外国塩の流入を禁じていた清国政府にとって認められるものではなかった。進出した日本企業にとって東三省での販売禁止は打撃であり、日本食塩コークス株式会社・満韓塩業株式会社は日本政府に交渉を訴えた（「関東州製塩一件」）。今のところ、清国が認めた形跡は確認できない。そのため関東州塩は、主に許可制で内地へ「輸入」され、内地市場で一定のシェアを確保した（表2）ほか、朝鮮・ロシアへも輸出された。

日本人による関東州製塩経営は、軌道に乗って以降は順調に発展し、1912年には鈴木商店も参入する。その後、1916年に大日本塩業株式会社（日本食塩コークス株式会社が改称）が全ての日本人塩田を取得し、大正～昭和にかけては、大日本塩業を中心に東洋拓殖などが参入していた。当時の新

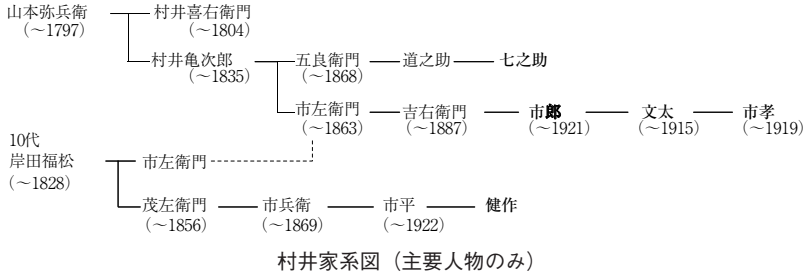
聞記事をみると（神戸大学附属図書館デジタル版新聞記事文庫により検索）、中外商業新報1912年10月12日～11月3日「拓殖博覧会 出品を透して見たる植民地及び植民政策」によれば、「関東州は地域狭小耕地僅に一万町歩に過ぎず、穀菽の成熟する者、包米、高粱、穀子、秘子、青豆、緑豆等計四十二万六千清石、蔬菜類の出品には甘藷、馬鈴薯、落花生等あり其他蘿蔔、白菜等を併せて計五千万清斤を数う、水産物には塩蔵、乾製の両様

表2 日本「内地」塩供給

年	国内		輸入								計		
			関東州		台湾		青島		その他				
1905	33.28	89	0.70	2	2.50	7	0.00	0	0.75	2	3.95	11	37.23
1906	56.48	93	1.14	2	2.61	4	0.00	0	0.43	1	4.18	7	60.66
1907	59.34	93	7.24	11	3.43	5	0.00	0	-6.00	-9	4.67	7	64.01
1908	62.28	93	2.49	4	1.62	2	0.00	0	0.35	1	4.46	7	66.74
1909	59.70	91	2.40	4	3.04	5	0.00	0	0.23	0	5.67	9	65.37
1910	56.77	91	1.98	3	3.35	5	0.00	0	0.04	0	5.37	9	62.14
1911	56.95	88	2.76	4	3.78	6	0.00	0	1.05	2	7.59	12	64.54
1912	62.01	92	2.15	3	3.13	5	0.00	0	0.00	0	5.28	8	67.29
1913	64.00	90	3.84	5	3.64	5	0.00	0	0.00	0	7.48	10	71.48
1914	61.09	85	4.92	7	5.62	8	0.00	0	0.00	0	10.54	15	71.63
1915	59.72	87	3.56	5	5.43	8	0.00	0	0.00	0	8.99	13	68.71
1916	62.05	85	4.94	7	6.37	9	0.00	0	0.01	0	11.32	15	73.37
1917	60.24	72	10.21	12	9.23	11	3.70	4	0.11	0	23.25	28	83.49
1918	40.32	53	9.48	12	7.71	10	16.42	22	2.14	3	35.75	47	76.07
1919	58.90	53	8.49	8	2.29	2	21.01	19	20.81	19	52.60	47	111.50
1920	54.40	59	8.84	10	1.31	1	15.23	17	12.49	14	37.87	41	92.27
1921	51.51	66	8.02	10	4.47	6	11.43	15	2.17	3	26.09	34	77.60
1922	66.50	69	8.05	8	5.77	6	10.09	10	6.05	6	29.96	31	96.46
1923	47.99	68	12.96	18	7.47	11	0.49	1	1.82	3	22.74	32	70.73
1924	63.72	66	14.80	15	10.96	11	0.00	0	6.37	7	32.13	34	95.85
1925	66.86	75	10.22	12	6.83	8	0.00	0	4.67	5	21.72	25	88.58
1926	61.41	72	7.04	8	5.49	6	6.85	8	4.76	6	24.14	28	85.55
1927	61.91	72	4.56	5	4.49	5	13.09	15	1.87	2	24.01	28	85.92
1928	63.79	69	5.91	6	4.54	5	16.43	18	1.25	1	28.13	31	91.92
1929	64.42	66	8.15	8	5.18	5	19.97	20	0.25	0	33.55	34	97.97
1930	62.87	63	15.30	15	8.24	8	12.50	12	1.28	1	37.32	37	100.19
1931	52.13	53	18.90	19	10.11	10	9.83	10	6.58	7	45.42	47	97.55
1932	57.26	47	14.72	12	8.33	7	13.58	11	27.21	22	63.84	53	121.10

註：小沢利雄『近代日本塩業史』（大明堂、2000年）127頁の表2-4に加筆。供給量の単位は万トン。

ありと雖も漁夫の数二十万内外に過ぎざるが故に収穫従て尠少、僅に六十万円を算するのみなれども、所謂関東州塩という特産物ありて最近の年産額は二十五万清斤三十六万円に達せり、大日本塩業、満韓塩業兩社所属塩田もあり、同州に在る塩田総面積は九千五百万坪也と云う、農産工業品としては豆粕と豆油とを見るのみ」と、農漁工業がさほど盛んではない一方で塩を特産物として特筆している。満州日日新聞1916年6月9日～23日「貔子窩（ひしか）瞥見録」も「在留邦人中官憲は別物として最も吾人の意を得たる事業を経営するものは大日本塩業の製塩事業なりとす。塩田は夾心子、東老灘及び畢利河の三箇所にありて其面積は実に千四百町歩を算し年額優に十万石を産出すと称せらる」や「塩に至っては吾人の閑却する能わざる貔子窩否関東州の一大産業なり」と、民間経営の産業では塩業が関東州最大のものだったとしている。さらに「子窩の塩田王たる日本塩業を紹介せんに同会社は前述の如く畢利河夾心子及び東老灘に千四百町歩の塩田を有し毎年約十万石の製塩をなしつつあり。其の輸出先は内地を主として鴨緑江沿岸地方及び仁川等なるが之が用途は工業塩、醬油塩及び再製塩の三種にて塩質は甚だ佳良なり」と、日本塩業株式会社の経営状況や関東州塩の用途についても言及している。また中央新聞1914年2月15日「アルカリ会社創設」によれば、「関東州塩利用 苛性曹達は化学工業の基礎をなすものにして、欧米諸国は曹達業の消長を以て国内工業の隆替に関するものとし相競うて斯業の発達に努めつつあるにも拘らず、単り我国の曹達業は一年の製産額僅かに四十余万円（八百余万封度）に過ぎず、年々海外の輸入を仰ぎつつある額百二三十万円（二千五百余万封度）にして、加之製紙石鹼業等の発達と共に輸入益々増加の勢を示しつつあるより、関東都督府は深く思いを爰に潜むる所あり、曩に関東州塩の利用及工業の奨励上より水銀法に依るアルカリ業の実験を企て三箇年の間苦心研究を重ね、作業上不便不利を認むる諸点を殆ど遺憾なく修整し、之れを工場経営に移すも安全にして有利なる事業たる事を確むるに至りたり」と、アルカリ事業（苛性ソーダなど）の振興など関東都督府も引き続き塩業を後押ししていたこ



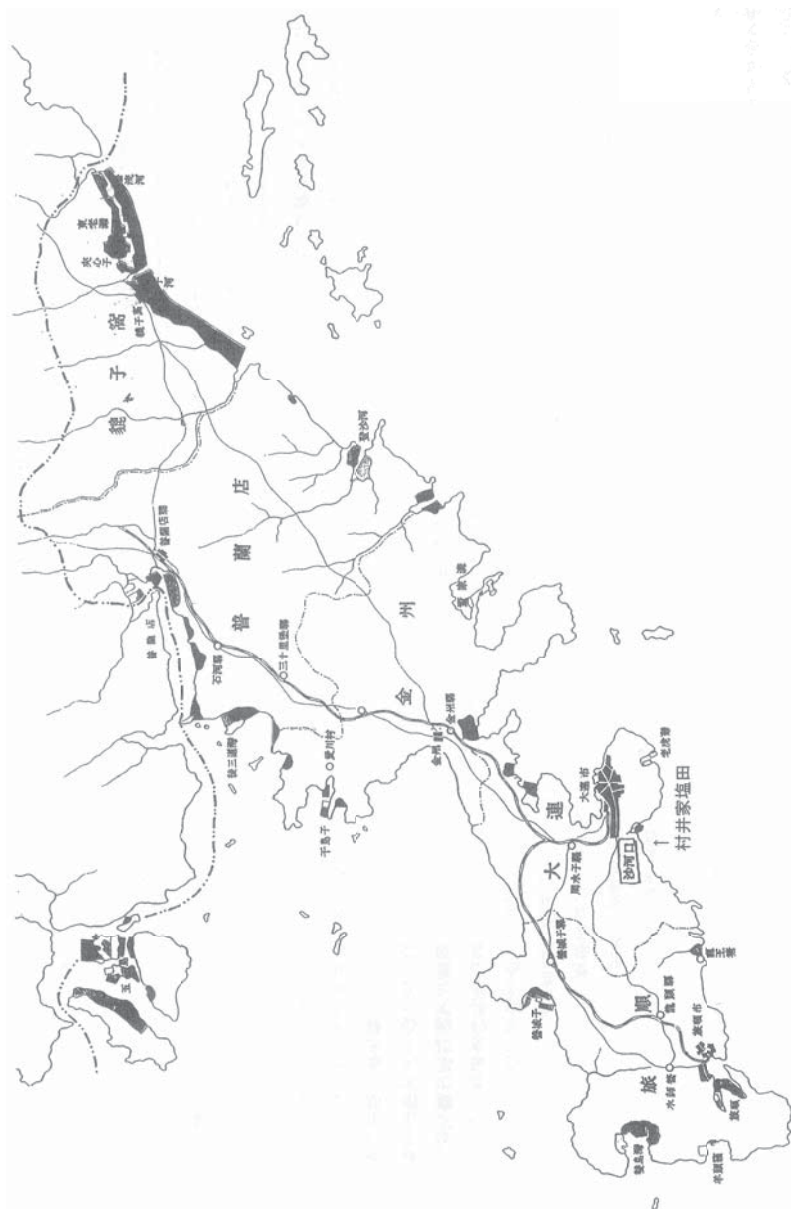
とがわかる。

4 酒造業村井家と関東州塩業

村井家は、周防国都濃郡櫛ヶ浜（現周南市）において近世より酒造業を営んでいた。周防国は瀬戸内海でも屈指の塩の産地であり、櫛ヶ浜近隣にも多数の塩田が存在したが、同家が塩田を所有したり、製塩経営に直接参画した形跡はない。

1905年8月、村井家当主市郎の長男文太は村井七之助・河村博亮（熊毛郡室積村居住）と日清商会を設立した。七之助は、村井家の始祖市左衛門の義弟五良衛門の孫にあたる人物で（系図参照）、都濃郡太華村の初代村長である。河村については、詳細不明である。日清商会の規約書（『村井家文書』、以下ここでの記述は特に断らない限り『村井家文書』に拠る）によれば、同会は関東州への内地商品（特定品目無し）輸出を主要業務とし、本店を太華村、支店を大連に設置した。しかし塩業へ参入する意志は、規約書からは窺えない。その後1906年12月に、貸金業・食品加工販売に関わった様子が見受けられるが、規約書で当初の事業目的としていた、内地からの商品輸出を具体化している様子は確認できない。

1906年5月17日、関東州民政署民政長官石塚英蔵名義の塩田開設許可書（北沙河口台山前、地図参照）が、村井文太へ出された。しかし、すぐに塩田事業に着手した様子は窺えず、むしろ創立者の3人が、市郎から6879円



関東州地図（『我が国に於ける塩の需要と関東州の塩業』より）

を借用するなど、日清商会は資金繰りに窮していた。関東州塩田規則の施行後、いち早く塩田開設許可を得たものの、実態としては、それに着手できる状況ではなかったとみられる。

1907年には、日清商会創立者のひとり河村博亮が撤退し、関東州事業は文太・七之助のふたりで進めることとなった。ただし前述の資金貸借により最大の投資者となった市郎の影響力が強まっており、同事業の状況は随時市郎へ報告され、市郎自身も一時現地へ渡っている。

同年6月1日、村井文太に出された塩田開設許可はいったん取り消され、面積を縮小して新たに許可された。関東州塩田規則では、塩田開設地は希望者に無償で貸与されたものの、貸与面積に応じて「塩田開設ノ成功期間」が定められていた（最短二年以内、最長七年以内）。そして期間内に「成功」成らなかった場合には、土地の返還が義務づけられた。当初文太が許可された面積は20町であり、「成功期間」は3年以内である。文太は、妻のふに宛てた書簡のなかで、「塩田義昨年来寝ても明ても一心ニ思ひ詰メ居候処、豈ニ図ランヤ許可取消ニ相成、此趣ハ筆紙ニ書き難し」と、さらに「十一日願書を携帯し民政部へ出頭仕候、十二八九ハ許可可相成ニ付、御安心可被下候」と記しており、開設許可取消が自身の意に反して起きたことや、慌てて再願している様子が窺える。村井家の塩田開設は、当初より危機的状況にあった。

再願後の6月25日、文太・七之助は塩田開設に関する契約を締結し、中国人塩田を模範とすること、築造費用3000円はふたりで折半することなどを取り決めた。その後七之助は集中的な投資をもくろんだほか、他塩田の調査（「双嶋湾塩田取調」）も行っている。

しかし七之助が、塩田開設の具体的な作業に着手した様子は確認できない。文太は市郎に対し「即チ損ニして損をスル様ノコトナレバ、事業ヲナサル方遙カマシニ御座候」と伝えるなど、塩田開設に関して悲観的だった一方、七之助は「兼テ文太君金言ニ駄目ハ駄目ト被申格言有之、工事長引候得ハ誠ニ駄目ハ目前顕レ申候、御財政上も万々恐察仕候得共、今一時

越セハ美事運も見うる、事ニ御座候」と、文太を皮肉りつつ行き末を楽観視しているともとれる書簡を記しており、両者の間にはかなり亀裂が入っていたとみられる。結局七之助は去り、同じく親戚筋である岸田健作に塩田開設を委任する。

1909年4月10日、村井文太は健作に宛てて塩田事業に関する委任状を作成した。もともと村井家は大連市東郷町2丁目に「村井塩田事務所」を置き、塩田事業の基点としていたが、健作が関わってから大連市美濃町へ移転し、1909年5月には、「村井洋行塩業部」と改称した。

村井家塩田は、東・西・北の3ブロックに分かれていた。うち東部は8付（「付」は天日塩田の単位）の塩田が設置された。西部・北部塩田は、1911年3月29日付の塩田工事予算書には西部が3付・北部が4付とされていたが、1916年の史料には東部塩田以外に「参付」とあり、西部・北部あわせて3付しかなかったことが判明する。1908年9月19日、健作は西部・北部塩田について、概ね完成している旨を報告している。しかし両塩田では製塩は行わず、まずは東部塩田のみで製塩し、西部・北部塩田工事は「東部の余暇を以て」進めた。その後日本升で25石の採塩が、健作から文太に宛てて報告されている。

こうして塩田開設・製塩にたどり着いた村井家の塩田事業だが、その後あまりうまくはいかなかったようで、大正5年には文太長男市孝が健作に塩田の「整理」を委任し、最終的には大日本塩業株式会社に売却することとなる。鈴木商店支配人西川文蔵と推測される「西川氏」の見解によれば、「沙河口村井塩田ハ現状ノ儘ヲ以テ只管産額ヲ増加スル方法ヲ取ルニ如カズ、此上資本ヲ投ジテヤルハ却テ不利益ナリ、何トナレバ土地其ノモノガ此上開拓スル余地少キ故、成ル可ク塩ヲ沢山採り時ニハ土人塩ノ安キモノアレバ買取り置キ、千屯以上モ荷物アレバ相場之引合フ時ヲ見計ヒ、相等口銭アル様売先尽力スルトノ事ナリ、目下鈴木商店トしてハ日本塩業会社ト合同関係上、買取シテ経営スルノ要ヲ認ズ」「此塩田ハ此上ハ一切費用ヲ投ズルコト絶体禁止シ、現状維持ニテ持久策ヲ講シ、堤防其他ノ修理ニ注

意シ、経費節減ヲ旨トシ、只時機之到来ヲ待ツトノ方針ニ進ムベシ、要ハ経営方ノ如何ニアリ」と、村井家所有塩田はあまり将来性がなかったらしい。以降も、村井家は市孝が関東州からの塩輸入に関わっていたようだが（年間70～150万斤か）、大正13年の輸入取扱者に村井家の名前は挙がっていない。

おわりに

日本塩業—十州塩田は、与えられた環境のなかで最大限上質の塩を安価に製造するべく努力を重ね、入浜式塩田という到達点に、17世紀には達していた。さらに十州塩田では、18世紀後半から生産調整を実施していた。むろん簡単に調整がすすんだ訳ではなく紆余曲折を経るが、瀬戸内海沿岸地域という非常に広範囲の同業者が生産調整というひとつのテーマを巡って意思表示し、同じテーブルについていたことは、時には緩むことがあったにせよ、十州塩田の塩業者たちが、競争より共存を前提とした業界のあり方を志向していたといえる。

明治期に入ると、十州塩田は対清輸出を目論む。彼らは近世以来の製塩技術に自信と誇りを抱き、「自由貿易」体制下で確実にシェアを拡大しようと考えていた。しかし現実には、清国では恵まれた環境下、日本よりはるかに低コストの製塩技術が確立しており、輸出どころか輸入による日本塩業崩壊の可能性も秘めていた。本報告の趣旨とは外れるが、1905年に日本では塩の国家専売制が成立し、その目的は日露戦争の戦費調達とされている。この点否定しないが、詳細な調査により日本塩業の劣位を悟った塩業関係者や農商務省が、その保護のための国家の統制下においた、とは考えられないだろうか。日本が「自由貿易」体制に加わったこと、かつ日清・日露戦争の勝利による植民地・租借地の獲得は、十州塩田にとっては安価な外国塩や、新たに「日本」となった台湾、支配下に入った関東州（第一次大戦後は山東半島も）の天日製塩の脅威にさらされることになった。こ

うした状況下十州塩田は完全に競争を放棄し、国家の管理による「共存」を実現させたのである。

また村井家について、報告者の最大の関心は、「なぜ村井家は関東州への進出をもくろんだのか」という点であるが、それを明らかにするにはいまだ至っていない。膨大な点数の『村井家文書』は現在整理中であり、その進捗により、村井家と関東州の関係がより明らかになればと考えている。

村井家同様に、当該期多くの日本人・企業が関東州に進出したであろうが、彼らが関東州に何を求めたのだろうか。管見の限りでは、関東州研究は関東都督府など「官」に関するものが多く、民間レベルでの経済交流について、今後研究の深まりを期待したい。